

原発事故で被災された方へのご案内

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故で被災された皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

厚生労働省の特例措置により、上記の被災者と認定された方が一定の要件に該当する場合、その旨を申告することで医療機関・調剤薬局等での自己負担金の支払いの免除が行われています。この免除を受けるためには、該当者であることが判る書類を添えた申請が必要です。

※免除された本人の負担額は、病院から富士フィルムグループ健保に請求され、健保が負担致します。

一部負担金免除の要件

以下要件①、②の両方に該当する場合に当該被災者の自己負担額が免除の対象となります。

- ① 東京電力福島原発事故による帰還困難区域等及び旧避難指示区域等※1に住所を有する被保険者及び被扶養者
- ② 住所が上記①に該当し※2、避難指示の対象となっている方

※1：「帰還困難区域等及び旧避難指示区域等」は、各種ホームページ等をご参照ください。

※2：災害の発生以降、上記の地域から他の市町村に転出した方を含みます。

免除の範囲及び期間

免除の範囲

医療費・調剤費の一部負担金

※入院時食事療養費の自己負担分は免除対象外

※差額ベッド代等の保険適用外の費用は免除の対象外

免除の期間

令和7年2月28日までに受けた療養が対象

手続き

健康保険組合へ、『健康保険一部負担金免除申請書』に罹災証明書等の必要とされる書類を添付し申請してください。

申請により健康保険組合から『健康保険一部負担金免除証明書』を発行します。医療機関で受診する際には、窓口で健康保険証と一緒にこの証明書を提示してください。

※『健康保険一部負担金免除証明書』の発行までに時間を要する場合がありますので、お早めに申請してください。

※令和6年2月末日までに交付済みかつ更新対象の方は自動更新となりますので、新たな申請は不要です。

その他のお知らせ・注意事項

1. 適用対象の受診者が、健康保険証の未所持のため、自費（10割）で受診をした場合は、令和7年2月28日までの受診に限り「療養費支給申請書」にて後日10割全額の払い戻しを受けることができます。
但し、医療機関の領収書（コピー不可、宛名・保険診療分が明記されているもの）及び診療明細書（レセプト）を添付してください。
なお、予め（または初回申請と同時に）罹災証明書等の必要とされる書類を添付した『健康保険一部負担金免除申請書』の提出が必要です。
2. 適用対象の受診者が、医療機関等への申し立てを行わなかった等により一部負担金を支払って受診していた場合は、『自然災害による一部負担金等還付申請書』に医療機関の領収書（コピー不可、宛名・保険診療分が明記されているもの）を添えて申請することにより、後日払い戻しを受けることができます。なお、予め（または初回申請と同時に）罹災証明書等の必要とされる書類を添付した『健康保険一部負担金免除申請書』の提出が必要です。
但し、受診した方の被災当日の住所（健保組合へ届け出ている住所）が、前記「要件」に該当していない場合は申請できません。
3. 適用対象外の方が、誤認等により誤って免除の適用を受けたことが判明した場合は、免除分を返納いただくこととなります。
※誤適用が判明した場合は、速やかに富士フイルムグループ健保にご連絡を下さい。
※健保から損害状況などについて照会をさせていただく場合がございますのでご承知おき下さい。
4. 免除が適用された医療費については、当健保からの還付金の支給はありません。